

# 岡山県談合情報対応マニュアル

(平成7年6月1日 制定)

(平成16年4月1日 改正)

(平成17年4月1日 改正)

(平成18年9月1日 改正)

## 第1 一般原則

### 1 情報の確認

岡山県が発注する建設工事等について、入札談合に関する情報（以下「情報」という。）があった場合には、当該情報の提供者氏名、連絡先等を確認の上、直ちに各公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）へ電話等により通報すること。

情報提供者が報道機関である場合には、活動に支障のない範囲内で情報の出所及び内容を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により、情報を把握した場合にも委員会の事務局へ通報するものとする。

### 2 報告

事務局は、1により情報の通報を受けた場合は、談合情報報告書（別記様式1）により、速やかに委員会の委員長に報告を行うこと。

なお、事務局において新聞等の報道により情報を把握した場合も報告を行うこと。

### 3 委員会の招集及び審議

委員長は、2により事務局からの報告を受けた場合は、委員会を招集し、委員会は、第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

### 4 岡山県公正入札調査委員会への報告

各発注者は、情報を把握した場合は、報告書（別記様式2）により、速やかに岡山県公正入札調査委員会に報告すること。

### 5 関係機関との連携

委員会において「調査に値する」と判断した場合は、公正取引委員会への情報提供を行うものとする。なお、その後は、このマニュアル所定の各段階又は全ての対応終了後に必要書類を添えて情報提供するものとする。

また、必要に応じ、その他の関係機関との連携を図りながら対応を行うものとする。

### 6 報道機関との対応

情報を把握した以降において、報道機関から発注者としての対応について説明を求められた場合は、事務局が対応すること。また、情報について、公正取引委員会へ情報提供している場合は、その旨を明らかにすること。

## 第2 具体的な対応

情報があつた場合には、原則として次に従い対応すること。

なお、委員会は、談合情報を入手し調査を行う各段階において、適宜速やかに必要書類の写しを添えて岡山県公正入札調査委員会へ報告すること。

また、公正取引委員会への通報は、岡山県公正入札調査委員会が行う。

### 1 入札執行前に情報を入手した場合

#### (1) 談合に関する情報が次の場合は、事情聴取等の必要な調査を行う。

ア 情報提供者が実名で、対象工事名、落札予定業者名が明らかであり、さらにその他にも談合の事実を推測させる付加情報を含み、委員会が「調査に値する」と判断した場合

イ その他「調査に値する」と委員会が判断した場合

なお、事情聴取等調査を行わない場合であっても、電子入札による場合を除き入札執行に当たっては、当該入札に関し談合情報の提供があつたため入札を無効にすることがある旨を宣言した上で入札を執行するとともに、その結果等を岡山県公正入札調査委員会に連絡するものとする。

#### (2) 事情聴取

入札参加者全員に対して、事情聴取を速やかに行うこと。

なお、電子入札による入札の場合にあつては、入札受付開始前の場合は入札受付開始を延期し、事情聴取等を行うこととする。

また、入札受付開始後の場合は、入札受付終了後又はすべての入札参加者が入札を完了した後に事情聴取等を行うこととする。

聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

#### (3) 事情聴取の結果、談合の事実があつたと認められる場合の対応

事情聴取等の結果から、委員会が談合の事実があつたと判断した場合は、入札中止するとともに速やかに公正取引委員会に通知する。

#### (4) 事情聴取の結果、談合の事実があつたと認められない場合の対応

① 事情聴取の結果、委員会において談合の事実があつたと認められないと判断した場合は、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札を無効にすることがある旨を宣言した上で入札を執行する。

電子入札の場合は、書面により上記宣言を通知し、すべての入札参加者から誓約書を提出させた上で、電子入札の手続を再開する。

② 入札結果が情報と異なる場合は、落札決定を行う。

③ 入札結果が情報どおりとなった場合は、すべての入札参加者に対し、速やかに工事費内訳書を提出させ、その内容等を調査するとともに、必要に応じ聞き取り調査を行う。

④ 上記③の結果、委員会が談合の事実があつたと判断した場合は、入札を無効にするとともに速やかに公正取引委員会に通知する。

⑤ 上記③の結果、委員会が談合の事実があつたと認められないと判断した場合は、落札決定を行うとともに公正取引委員会に結果を情報提供する。

## (5) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加する意思のある者を対象として(2)以下に従い対応すること。

## 2 入札執行後に情報を把握した場合

入札執行後に情報があつた場合は、入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続によることが適切か否かを委員会で判断すること。

## (1) 契約（仮契約を含む。）締結以前の場合

## ① 委員会への報告

情報があつた場合は、契約を保留し、委員会に報告してその取扱いを審議する。委員会が、「調査に値する」と判断した場合は事情聴取等の必要な調査を行うこととし、「調査に値しない」と判断した場合は、落札者と契約を締結する。

## ② 事情聴取

委員会が、「調査に値する」判断した場合は、当該入札参加者全員に対して事情聴取を行うこと。

聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

## ③ 談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果から、委員会が談合の事実があつたと判断した場合は、入札を無効とし公正取引委員会に通知する。

## ④ 談合の事実があつたと認められない場合の対応

委員会において、事情聴取等の結果から、談合の事実があつたと認められないと判断した場合は、結果及び経過を岡山県公正入札調査委員会に報告するとともに契約を締結する。

## (2) 契約（仮契約を含む。）締結後の場合

## ① 委員会への報告

情報があつた場合には、委員会に報告してその取扱いを審議する。

## ② 事情聴取

委員会が、「調査に値する」と判断した場合は、当該入札参加者全員に対して事情聴取等の必要な調査を行い、事情聴取書等を作成する。

なお、事情聴取等の結果から、委員会が談合の事実があつたと判断した場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約解除するか否かを判断するとともに、その内容を公正取引委員会に通知する。

また、委員会において談合の事実があつたとは認められないと判断した場合は、結果及び経過を岡山県公正入札調査委員会に連絡する。

## 別記様式 1

## 談合情報報告書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
工 事 名	
入 札 ( 予 定 日 )	平成 年 月 日 ( ) 時 分
情 報 提 供 者	①所属団体等 (報道機関名、会社名等)  ②役職名                      ③氏名等  ④連絡先 (住所等)  (電話)                      ( )
情 報 手 段	電話 ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道 ・ その他 ( )
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
応答者の所属・職・氏名	
当該案件の問い合わせ先	

※作成後早急に委員会へ報告すること。

別記様式 2

第 号  
平成 年 月 日

岡山県公正入札調査委員会委員長殿

各 発 注 者

談合情報に関する報告について

〇〇が発注する〇〇〇工事の入札に係る談合情報に関連する資料を別添のとおり送付いたします。

(事項)

- 1 談合情報報告書 (写し)
- 2 事情聴取書 (写し)
- 3 誓約書 (写し)
- 4 入札経過及び結果表 (写し)
- 5 入札に関する連絡 (無効、延期・取消し)
- 6 その他 (契約解除等)

(該当する番号を○で囲むこと。)